

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

第 1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第 2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第 3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
 - ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
 - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
 - ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

- (4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
- 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価手法研究委員会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価手法研究委員会を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱い

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成22年4月1日改定）」は、廃止する。